

わくわく!!情報広場



自動車税はコンビニで

5月は自動車税の納期です。
納めていただいた税金は、みんなの安全を守るために施策や教育、福祉などさまざまな分野で活用されています。お近くのコンビニエンスストアでも納められます。

さかれてますので、6月1日(月)の納期限まで忘れずに納めましょう。

受付 5月25日(月)までに税務課窓口へ

必要な物 ①身体障害者手帳、療育手帳、戦病者手帳または精神障害者保健福祉手帳 ②運転免許証 ③自動車検査証

④印鑑 ⑤軽自動車税納税通知書(納付が済んでいないもの)

※前年に減免を受けられた人も手続きが必要です。また障がない内容によつては減免できない場合もあります。

問合せ 水道管理課 (48)0050・FAX (48)0120

毎月1回、夜間(午後8時まで)
に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。

5月は26日(火)です。ご利用ください。

お知らせ

春日部税務署からのお知らせ

納税者のみなさんの電話による国税に関するご質問・ご相談は、平成20年11月4日(火)から、国税局「電話相談センター」でお受けしています。

これに伴い、代表電話が自動音声に変わっていますので、音声案内に従っていただきますようお願いします。

また、面接相談は十分な時間を持って対応するため、「事前予約制」としています。

※予約の際にはお名前、ご住所、ご相談の内容などをお伺いします。なお、税金の納付相談や確定申告時期において申告書作成会場へお越し頂く際

は、事前予約は必要ありません。

問合せ 春日部税務署 (48)048(7)332111※自動音声対応。

環境ホットライン

動物は責任をもって飼いましょう!

動物の世話を
して丈夫に育てる
のは大変です。
家族の一員として生活をする
のですから、他人に迷惑のかからない飼い方をしなければなりません。

ません。犬や猫の生活を一生(10年~15年)保

障する義務と責

任があります。

飼う前に、つ

ぎのことを考

ましょ。

・本能、習性および生理をよく理解していますか。

・何のために飼うのか、目的がはつきりしていますか。

・死ぬまで世話ができますか。

・飼う場所と広さがありますか。

・近所に迷惑をかけない飼い方ができますか。

・市には動物に関するいろいろな苦情が寄せられています。

・飼い主の一人ひとりがルールを守り、地域みんなの協力で住みよい環境をつくりましょう。

今月の納税など

軽自動車 全期	固定資産税(都市計画税を含む)
全期および1期	※納税に口座振替をご利用の人には、残高不足などにご注意ください。
とき 5月31日(日)午前8時30分~午後5時	ところ 納税課、保険年金課

とき 5月11日(月)午後5時15分~9時	ところ 納税課
-----------------------	---------

上下水道料金納入に

夜間窓口開庁	毎月1回、夜間(午後8時まで)
5月は26日(火)です。ご利用ください。	に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。

とき 5月31日(日)午前8時30分~午後5時	ところ 納税課
-------------------------	---------

毎月最終日曜日に

市役所開庁

軽自動車税の減免申請受付	各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日(今月は31日)午前8時30分~午後5時、市役所の一部を開庁します。
開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課	開庁窓口 市民課、保険年金課、減免を受けている人は、対象となりません。ただし、自動車税(県税)の減免を受けている人は、対象となりません。

開庁窓口 市民課、保険年金課、減免を受けている人は、対象となりません。ただし、自動車税(県税)の減免を受けている人は、対象となりません。	※詳しくは、各担当課まで。
--	---------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。
春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

春日部税務署からのお知らせ	軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。
---------------	-----------------------------------

お問い合わせ

事業所・事業主のみなさんへ	乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、自動車が該当する場合があります。

<tbl_r cells="2" ix="2" maxcspan

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)

(15)

平成21・22年度入札参加資格審査申請の追加受付

幸手市(水道事業を含む)競争入札参加資格審査申請の追加受付をします。

対象業種 「建設工事」「設計・調査・測量等」「土木施設維持管理」

有効期間 7月1日～平成23年3月31日

申請対象者 埼玉県電子入札共同システム参加自治体に新たに登録を希望する事業所、すでに登録のある事業所が、申請自治体、業種、業務などの追加を希望する場合

受付期間 5月18日(月)～5月29日(金)午前9時～11時30分、午後1時～4時

※土曜、日曜、祝日は除く。

受付場所 埼玉教育会館(さいたま市浦和区高砂3-12-24)

※郵送不可。
提出書類 ①平成21・22年競争入札参加資格審査申請書 ②添付書類(県入札審査課ホームページ内「申請の手引き」を参考照) ③幸手市税務課が発行する完納証明書(市内業者のみ)
※申請に伴う関係書類は、県入札審査課ホームページからダウンロードしてください。追加申請の手引きおよび記入例(埼玉県入札審査課ホームページ)

ジ)を参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BT00/core.html>

※「維持管理等業務委託(土木施設維持管理を除く)」「物品供給等」の追加受付は12月頃を予定しています。

問合せ 財政課 内線255
FAX (43)3783

ふんさと納税制度のご寄附のお礼

市では、ご寄附いただいた人に感謝のきもちを込めて、「特選幸手のこしひかり(新米)」を贈呈させていただきました。

なお、この寄附については引き続き受け付けていますので、今後ともご協力をお願いします。

※ご寄附に対する、新米の発送は、10月頃(21年度産)を予定しています。

◎ご寄附をいただいた人(平成20年12月1日から21年3月31日)

鈴木 様 杉戸町

大木 薫様 東京都板橋区

猪岐 幸一様 東京都練馬区

石井 将人様 所沢市

長 昌幸様 東京都練馬区

山口 善久様 兵庫県神戸市

中川 博之様 東京都江東区

そのほか 38名様

下水道工事を行います

市では、地域の生活環境改善のため、今年度も下水道工事を

寄付金総額 261万1千円

問合せ 税額控除以外全般は財政課 内252・FAX (43)3783

寄附金に対する税額控除関係は税務課 内132・FAX (43)1125

実施します。
工事箇所は中1丁目の一部の地域(地図参照)で、9月末に完成予定です。

自宅敷地内の決まつたふんは回収します。
場所で排泄するよう、しっかりとしつけをするとともに、散歩中に排泄したふんは回収しよう。

水道配水管の清掃

▼5月12日(火)～13日(水)

惣新田、中野 下吉羽、北1・2丁目、千塚、松石、西1・2

丁目、西閑宿、木立、外国府間

▼5月19日(火)～20日(水)

幸手団地、香日向3・4丁目

▼5月20日(水)～21日(木)

香日向1・2丁目

▼5月26日(火)～27日(水)

戸島、見立団地、上吉羽、中5丁目、北3丁目、中川崎、下川崎

▼6月2日(火)～3日(水)

東1～5丁目、中1・2丁目、緑台1・2丁目、上高野、南1～3丁目

道路・水路のサポートを募集

市では、道路や水路のサポートになり、自主的に美化活動を行っていただけるボランティア団体などを募集します。

○概ね10名以上の団体など

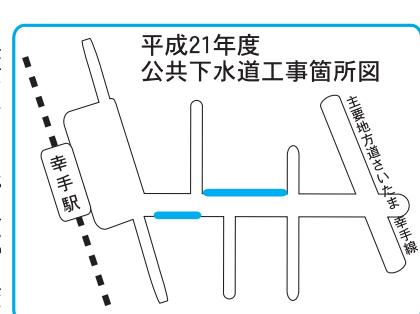
○活動範囲は団体などが希望する区間(50m以上)

○活動日数は、年2回以上

▼犬に関する相談は、幸手保健所 (42)1466

▼猫に関する相談は、埼玉県動物指導センター (048)855-0484

問合せ 環境課 (48)031-2226



【ふん害】犬が散歩中にするふんの放置は、見た目や臭いなど衛生面で問題です。また、猫が他人の家庭先でふん尿をすることによる問題も発生しています。

自宅敷地内の決まつたふんは回収します。
場所で排泄するよう、しっかりとしつけをするとともに、散歩中に排泄したふんは回収しよう。

自宅敷地内の決まつたふんは回収します。
場所で排泄するよう、しっかりとしつけをするとともに、散歩中に排泄したふんは回収しよう。